

## 岩泉町立岩泉中学校いじめ防止基本方針

### I いじめ防止基本方針の策定に当たり

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が組織的に取り組むことを第一義とし、家庭・地域・関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の未然防止・解決には、生徒の「いじめは絶対に許さない」という意識と態度が不可欠である。

本校は、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての生徒がいきいきとした学校生活を送ることができるよう、生徒・教職員・家庭・地域等が一丸となっていじめ防止に取り組む、「いじめ防止基本方針」を策定する。

### II いじめの定義といじめに対する基本認識

#### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 2 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルをメカニズムとしているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれらを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校・家庭・地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

### III いじめ防止のための組織

いじめの防止等を実効的に行うために、次のように「いじめ対策委員会」を設置する。

- (1) 構成員は校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、研究主任、各学年主任とする。  
※必要に応じて、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーを加えたり、岩泉町教育委員会指導主事や警察等の参加を要請したりする。
- (2) 取組内容  
校長の指導のもとに、生徒指導主事が主幹となって次の内容に取り組む。
  - ① いじめ防止基本方針の策定・改善
  - ② いじめに関わる研修会の推進
  - ③ 未然防止、早期発見・早期対応の取組
  - ④ 生徒アンケート及び教育相談の推進
  - ⑤ いじめ防止に関わる生徒会取組の推進
- (3) 開催時期  
週1回の定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催する。

## Ⅳ いじめ防止等のための具体的な取組

### 1 未然防止のための取組

#### (1) 教職員による指導について

- ① 学級や学年、学校が生徒の「心の居場所」となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- ② 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- ③ わかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- ④ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、教育活動全体を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ⑤ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努め、「いじめ防止のための生徒会活動」を実施する。
- ⑥ 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行う。

#### (2) 生徒に培う力とその取組

- ① 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- ② 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- ③ 学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- ④ 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業や、スクールカウンセラーと協力した活動等を通して、生徒一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

#### (3) 家庭・地域との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針を保護者に配布するなどして広報活動に努める。
- ② PTA の会議や学校運営協議会の会議で、指導方針等について説明を行う。
- ③ いじめ防止等の取組について、学校日より「緑が丘」や学級通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。
- ④ 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や学級活動等の授業を公開する。
- ⑤ 家庭訪問や期末面談等でいじめに関する情報共有を図る。

#### (4) 教職員研修

いじめに関する校内研修会を年2回、生徒アンケート前の5月と10月の職員会議後に実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上に努める。

### 2 早期発見のための取組

#### (1) いじめの早期発見のために

- ① いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- ② 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する。)
- ③ いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- ④ 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- ⑤ いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- ⑥ 地域やPTA、関係諸機関と情報交換を行い、連携を深める。

(2) 学校生活アンケートと教育相談の連動した取組

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- ① 生徒を対象としたアンケート調査 (年3回 6月、11月、2月)
- ② 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 (年3回 6月、11月、2月)
- ③ 保護者を対象とした面談(期末面談) (年2回 7月、12月)

(3) 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

本校における相談窓口を下記○印のとおりとする。(※印は町教委と県教委の電話相談窓口)

- 日常のいじめ相談(生徒及び保護者)：全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用：生徒指導主事
- 地域からのいじめ相談窓口：副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談：学校又は岩泉警察署
- ※町教委の相談窓口：0194-22-2111(内線503)
- ※いじめ相談電話(県教委)：019-623-7830(24時間対応)
- ※24時間子供SOSダイヤル(いじめ相談ダイヤル)(県教委)：0570-0-78310(24時間対応)

3 早期対応のための取組

(1) いじめに対する措置

- ① 特定の教職員が抱え込まずに、速やかに組織的に対応する。
- ② いじめられている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめを行った生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ④ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとに取り組む。

(2) いじめを発見したり通報を受けたりしたときの対応

- ① いじめを発見したり通報を受けたりしたときは、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。また、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、教職員全員の共通理解のもと、問題の解決に当たる。
- ② いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者から情報を収集し、事実確認を行う。
- ③ いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた生徒の心のケアのために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラー等と連携を図りながら、支援や指導を行う。
- ⑤ いじめを行った生徒について、教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

(3) 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、岩泉町教育委員会及び岩泉警察署と連携して対処する。

#### (4) ネット上のいじめへの対応

- ① インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、岩泉町教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- ② 年度当初のPTA総会や学校説明会等の機会に、インターネット等を通じて行われるいじめや問題を発見した場合は、直ちに学校へ連絡するよう要請する。
- ③ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに岩泉警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ④ インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話及び携帯情報端末が大部分であることから、家庭への協力を求める。

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより、在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより、在籍する生徒等が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

##### (2) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した場合、速やかに岩泉町教育委員会に報告する。
- ② 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

##### (3) 重大事態の調査

- ◆ 学校が調査の主体となる場合、岩泉町教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。
  - ① 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
  - ② 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
  - ③ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - ④ 調査結果を岩泉町長に報告する。
  - ⑤ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
  - ⑥ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
  - ⑦ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校を挙げて取り組む。
- ◆ 学校の設置者（岩泉町教育委員会）が調査の主体となる場合、岩泉町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

#### 5 いじめが解消されたとみなす基準

いじめに係る行為が少なくとも3カ月以上止んでおり、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認していじめが解消されたとする。

ただし、上記のいじめが解消された状態に至った場合でも、再発防止もふくめ、教職員は被害生徒及び、加害生徒についての日常的な観察を継続する。

## V 評価等

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を中心に「いじめ対策委員会」で改善策等を検討し、職員会議等で協議して、共通理解・共通実践できるようにしていく。

- ① いじめの未然防止に関わる取組に関すること
- ② いじめの早期発見に関わる取組に関すること